

「海外からのミーティング・インセンティブ旅行誘致に関わる
コンベンションビューロー等機能高度化事業」
公募要領

令和6年4月25日
観光庁 参事官（MICE）

観光庁では、令和6年度「海外からのミーティング・インセンティブ旅行誘致に関わるコンベンションビューロー等機能高度化事業」において、支援を行う都市を下記の通り募集する。

1. 事業の目的

ビジネス分野の誘客は「新時代のインバウンド拡大アクションプラン」でも位置づけられた重点分野であり、ビジネス目的による誘客は、一般観光客と比較すると長い滞在日数・高い消費単価の傾向があり、国内全体の消費額増につながるとともに、需要の平準化にも資すると考えられる。

一方、ミーティング・インセンティブ旅行の誘致については、我が国の自治体やコンベンションビューローは、国際会議の誘致に注力しミーティング・インセンティブ旅行に関しての取組がやや遅れている。そこで、本事業の実施により、各地域のミーティング・インセンティブ旅行の誘致力強化を図る。

2. 事業内容

※本公募で募集する都市は、以下の（2）に係るものになる。

（1）ミーティング・インセンティブ旅行の普及に向けたセミナーの実施

我が国に於けるミーティング・インセンティブ旅行の普及に向け、年度内に2回を目安としてセミナーを実施する。

（2）地方都市及び連携地域へのトレーニング・コンサルティングの実施

選定された都市の自治体やコンベンションビューロー等に対して、海外のミーティング・インセンティブ旅行誘致に関する高度な専門知識と国際ネットワークを有するコンサルタントを派遣し、ミーティング・インセンティブ旅行誘致の機能強化・高度化のための助言、指導及び支援を行う。なお、当該トレーニング・コンサルティングについては、支援都市・地域において下記のような成果を目的として実施する予定である。

○3カ年以上のミーティング・インセンティブ旅行誘致に向けたアクションプランの作成（非公表も可能とするが、支援後の活用を前提とする。）

○地域資源を活用したミーティング・インセンティブ旅行向けのコンテンツの開発、モデルルートの構築

○コンベンションビューローのみならず、自治体やMICE関係者との連携体制構築

など

3. 支援内容について

(1) 支援予定都市数

5都市程度を想定

※なお、支援に際しては、都市の自治体やコンベンションビューローの他、ステークホルダーが多く参加していることが望ましい。

(2) 支援内容

海外のインセンティブ旅行誘致において高度な専門知識と国際ネットワークを有するコンサルタントを選定都市に複数回（2回程度）派遣し、視察及びトレーニング・コンサルティングを実施する。

また、東京においてキックオフ研修の開催（ハイブリッド想定／別途開催するセミナーとの同時開催）を予定している。

<支援プログラムについて（想定）>

- ・ミーティング・インセンティブ旅行誘致戦略の策定
- ・ミーティング・インセンティブ旅行誘致に関する企画書作成方法
- ・地域資源を活用したミーティング・インセンティブコンテンツ、モデルルートの検討
- ・バイヤーとのネットワーク形成手段の検討

(3) 費用負担

本事業の実施に要する経費は、選定都市にも裨益するものであることから、下記の経費については、選定都市にて負担するものとする。費用負担に関する契約が必要な場合は、支援対象都市と事業の受託事業者とで個別に締結すること。

・東京でのキックオフ等会議・イベント開催時にリアル参加する場合の旅費等
（各都市～東京）

・各都市での支援プログラム実施時の視察及びセミナー等にかかる経費
（現地での会場費、機材費、会議費、移動費、入場料、手配費等） 等

4. 公募概要について

(1) 応募者

応募主体は原則として、市町村（特別区を含む。以下同じ）、またはコンベンションビューロー等とする。都道府県単位のコンベンションビューローが存在する場合は、都道府県からの応募を妨げない。また、複数の都道府県、市町村間で連携した応募も受け付けるが、1つの団体が応募できる件数は1件までとする（他団体と連携した提案と自らの単独の提案を同時に提出することはできない）。

(2) 募集期間

令和6年4月25日（木）～令和6年5月24日（金）12時【必着】

(3) 応募書類の提出

別添2の応募申請書を、下記(5)に示す提出先まで電子メールにより指定するファイル形式で提出すること。また、提出に際しては、電子メールの件名を「【海外ミーティング・インセンティブ旅行誘致に関する支援事業】(応募組織名)」とすること。

(4) 応募書類の提出先及び問い合わせ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

観光庁 MICE 室 担当：山口、田上 (電話) 03-5253-8938

(Mail) 山口<yamaguchi-t2ga@mlit.go.jp>

田上<tanoue-y2zy@mlit.go.jp>

※本募集に関する問い合わせは、電子メールのみとする。なお、評価等に関する質問には回答出来ないことを予め承知のこと。また、問い合わせの際は、電子メールの件名を「【問い合わせ】(団体名)」とし、本文中に団体名、所属、役職、氏名、質問内容を記載すること。

5. 審査・採択について

(1) 審査方法

審査は、原則として応募書類に基づいて行うが、必要に応じてヒアリング及び追加資料の提出を求めることがある。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行う。

<評価判断基準>

- ① 当該エリアでのミーティング・インセンティブ旅行誘致に向けた取組み状況
- ② 当該エリアにおける過去の誘致実績
- ③ 当該エリアのミーティング・インセンティブ受入施設の現状
- ④ MICE 誘致に向けた地域の連携状況
- ⑤ 今後の成長性 (ミーティング・インセンティブ旅行先としての魅力、整備状況、アクセス、政策等)
- ⑥ 海外 MICE 商談会出展等、海外に於けるセールス状況

など

(3) 選定結果の通知

選定結果については、選定都市の決定後、速やかに観光庁のホームページ等で結果を公表するとともに、選定された都市に電子メールで通知する。なお、審査結果(不採択の理由等)に関する問い合わせには、一切応じないため予め承知のこと。

6. 事業実施期間

本事業の実施期間は、都市選定日～令和7年2月末日(予定)とする。

以上